

労働問題セミナー

最近の法改正内容と 平成31年春季労使交渉・協議の課題

平成31年の春季労使交渉・協議に向けて、経済情勢や労使各団体の動向等の全体状況をふまつつも、やはり、個別企業の賃金については、自社の支払能力に基づき、各社の経営方針により、決定していくことが必要不可欠です。

また、残業時間の上限規制、1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得義務等の労働時間法制の見直し、同一企業内における正規・非正規の間の不合理な待遇差の解消など、「働き方改革」に関する大きな動きが、2019年4月より順次、施行されていきます。

このような中で迎える平成31年の春季労使交渉・協議の課題を、最近の経済情勢から労働法改正の動向、労使各団体の方針等を中心に解説しますので、この機会にぜひ受講ください。

日時：平成31年3月6日（水）14時～16時

場所：高槻商工会議所 3階会議室（高槻市大手町3-46）

講師：中村総合経営事務所 所長

特定社会保険労務士・中小企業診断士 中村 範久 氏

内容：1. 経済情勢 2. 最近の法改正の動向 3. 労使各団体の動向

定員：先着30名（1事業所2名まで）

※申込書受領後、一両日中に当所より受講受付完了の通知書をFAX送信いたします。

主催：高槻商工会議所 中小企業相談所（TEL 072-675-0484）

申込：2月28日（木）までにFAX、または当所ホームページからお申込みください。

【FAX】072-675-3466 【HP】<http://www.takatsukicci.or.jp>

受講料
無料

（FAXでのお申込みは切らずにそのまま送付して下さい。）

労働問題セミナー受講申込書（H31.3.6開催）

事業所名

電話

FAX

役職	受講者氏名

※個人情報取扱：ご記入頂いた内容は参加者名簿作成、連絡用に使用します。